



Middle Years Programme
Programme d'éducation intermédiaire
Programa de los Años Intermedios

中等教育プログラム (MYP)

MYP : 学校のための認定ガイド



International Baccalaureate®
Baccalauréat International
Bachillerato Internacional

中等教育プログラム

MYP：学校のための認定ガイド

2015年6月に発行の英文原本 *Guide to school authorization: Middle Years Programme* の日本語版
2016年1月発行

本資料の翻訳・刊行にあたり、
文部科学省より多大なご支援をいただいたことに感謝いたします。

注： 本資料に記載されている内容は、英文原本の発行時の情報に基づいています。

非営利教育財団 国際バカロレア機構
(International Baccalaureate Organization)
15 Route des Morillons, 1218 Le Grand-Saconnex, Geneva, Switzerland

発行所
International Baccalaureate Organization (UK) Ltd
Peterson House, Malthouse Avenue, Cardiff Gate
Cardiff, Wales CF23 8GL, United Kingdom

ウェブサイト：www.ibo.org

© International Baccalaureate Organization 2016

国際バカロレア機構（以下、「IB」という。）は、より良い、より平和な世界の実現を目指して、チャレンジに満ちた4つの質の高い教育プログラムを世界中の学校に提供しています。本資料は、そうしたプログラムを支援することを目的に作成されました。

IBは、資料の中で利用する多様な情報源について、情報の正確さと信憑性を確認します。ウィキペディアのようなコミュニティーベースの知識源を使用する際には、特に留意します。IBは知的財産の原則を尊重し、利用する著作物すべてについて刊行前に著作権者を特定し、許諾を得るよう常に努力します。IBは、本資料で利用した著作物に対して許諾をいただいたことに感謝するとともに、誤記および遺漏がありました場合には、可能な限り早急に訂正いたします。

本資料に関するすべての権利はIBに帰属します。法令またはIB内部規則もしくは方針に明記されていない限り、IBの事前承諾書なしに、本書のいかなる部分も、形式と手段を問わず、複製、検索システムへの保存、送信を禁じます。詳しくはwww.ibo.org/copyrightをご覧ください。

IBの商品と刊行物は、IBストア (<http://store.ibo.org>) でお求めください。ご注文については、販売・マーケティング部にお問い合わせください。

電子メール：sales@ibo.org

International Baccalaureate、Baccalauréat International および Bachillerato Internacional は、International Baccalaureate Organization の登録商標です。

目次

概説	1
序論	1
認定プロセスの概要	2
質の保証への取り組み	10
中等教育プログラムを提供するIBワールドスクールとなるための要件	11
序論	11
学校の法的位置づけに関する要件	11
中等教育プログラムの構成に関する要件	13
プログラムの実施に関する要件	16
補遺：確認訪問	47
学校訪問のねらい	47
確認訪問の概要	47

序論

学校がIBワールドスクール（IB認定校）となるためには、IBのいかなるプログラムであってもそれを実施する前にIBによる認定を受けなければなりません。

認定のプロセスは、学校とそのコミュニティにとって厳しく、有意義で有益な道です。認定を受けることによってその恩恵は認定プロセス完了後も永く尽きることがなく、それぞれの学校にとって持続的成功のための指針となることでしょう。

このプロセスの結果、それぞれのIBワールドスクール（IB認定校）には、その所在地がどこであれ、以下が備わっていると保護者も生徒も確信することができます。

- ・ 国際的な視野を重視した、IBの理念への責任
- ・ 生徒の好奇心と探究心を育む厳格で包括的なカリキュラム
- ・ IBのプログラムおよび理念に基づいて研修を受けた教師、リーダー、およびスタッフ
- ・ IBの普及に努めIBプログラムをサポートする、学校の指導者層と管理部門の組織構造
- ・ IBプログラムの実施とその継続に向けた包括的な計画。

認定プロセスは学校が以下を行う手順を支援する構成になっています：

- ・ IBワールドスクールとなる意思を決定する
- ・ IBプログラムの特質と認定要件を理解する
- ・ IBプログラムを実施する準備が整っていることを説明する
- ・ IBプログラムを長期にわたって持続する計画を立てる

認定プロセスは数段階に分かれており、各段階ごとに明確な目標と期間が定められています。

IBプログラムの実施に伴い、学校の在り方に種々の変化が起こり得ます。本資料のガイドラインは、認定プロセスを通して学校をサポートすることを意図しています。

本資料は、2016年版のIB資料『MYP：原則から実践へ』および関連ガイドに基づき中等教育プログラム（MYP）に関する要件を記したものです。2016年9月以降、認定を申請する学校は本資料で定められている要件を満たさなければなりません。

認定プロセスの概要

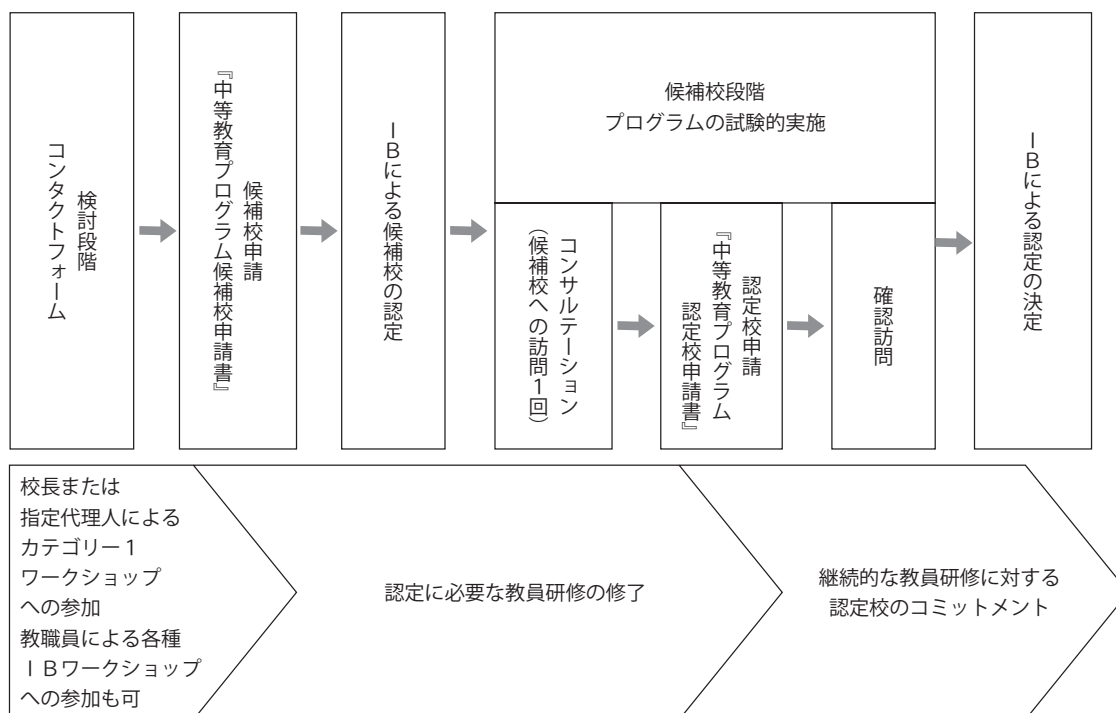


図1

認定プロセスの各段階

検討段階

学校が記入する書式：『コンタクトフォーム』

IBの公開ウェブサイトアクセスするなどIBに関してある程度の情報を得られた後、さらなる情報が求められることと思います。学校は、IBに関心がある、または追加情報が欲しいなどの場合は、『コンタクトフォーム』に記入して下さい。

候補校申請の前にすべきこと

候補校申請の前に、IBの教育理念、ディプロマプログラムの構成、そして認定要件等を調べ、学校の現状でIB導入が可能かを検討します。検討の結果を学校の現状と照らし合わせ、IBプログラムを実施するにあたって必要な事項を明らかにします。その結果、学校は、IBワールドスクール（IB認定校）への申請を行うかどうかを決定することになります。

I Bは、学校が以下の手順を踏むよう求めています。

1. I B導入の可能性の調査を行う人員を選定。グループには、種々の異なった学問分野の専門家、学校指導者チームのメンバー、および財務責任者が入っていると良いでしょう。
2. 「I Bの理念」および「I Bの学習者像」を検討し、自校の理念がI Bのものに近似しているかどうかの検証。建学の趣旨および教育に対する貢献の独自性に関わる問題であり、これは学校にとって最も重要な決定となります。
3. 校長または指定代理人がI Bカテゴリー1「校長／MYPコーディネーター：MYPカリキュラムの実施」ワークショップに参加し、I Bプログラムと認定プロセスについてよく理解すること（学校が候補校申請を決定した場合、これは必要条件の1つです）。十分な情報を得たうえで将来I Bプログラムを実施するかどうか判断するには、できるだけ早期により多くのI Bの各種教員研修活動に参加することが望まれます。
4. 学校の法的位置づけについて確認します。
5. I Bプログラムがどのように構成されているかを検討・研究します。
6. 『プログラムの基準と実践要綱』の分析、その他個別のI Bプログラム認定要件について検討します。
7. I Bプログラムへの長期的な取り組みを担保するために、国際バカロレアがI Bワールドスクール（I B認定校）に求める責任について、それを完全に満たすことが可能かをよく検討します。
8. I Bの期待像と学校の現状の対比
9. I Bプログラムを実施することに決定した場合、I Bの期待像に学校を合わせI Bプログラムを長期的に継続するために必要な人的・物的資源や財源の分析。
10. I Bの期待像に学校を合わせるまでに要するおおよその期間を算出します。
11. I Bプログラムを実施することの学校や学校コミュニティにとっての利点の検証を行います。
12. I Bプログラム採否の最終判断を下します。

I Bプログラムの実施を決定し認定プロセスに入る場合、学校コミュニティからのサポートを得るべく活動し、どのようなリソースがあるかを確認し、I B公認の教員研修活動にスタッフを派遣するなどし、I Bプログラムのコーディネーターを人選をして下さい。

候補校への申請

学校が記入する書式：『中等教育プログラム候補校申請書』

認定プロセスは学校が『*Application for candidacy: Middle Years Programme*（中等教育プログラム候補校申請書）』を記入し、その他の関係書類を揃えるところから始まります。申請書および関係書類を提出すると候補校申請が正式になされたこととなります。

『*Application for candidacy: Middle Years Programme* (中等教育プログラム候補校申請書)』の提出はすなわち、学校が I B プログラムおよびその実施の意味について予備的検証を済ませ、その結果 I B ワールドスクール (I B 認定校) になるために必要な対応策を講じる強い意志を反映する行動計画が策定されたこと意味します。以下の表は、学校が候補校として認定されるためにすでに備えているべき要件をリストアップしたものです。これらは、I B 資料 (英語版) 『*Rules for candidate schools* (候補校のための規則)』、『*Rules and policy for intellectual property* (知的財産についてのルールと方針)』、『プログラムの基準と実践要綱』、および本資料で詳述されている認定要件に基づいています。

また、この表には、学校が候補校申請を行う前に取り組むことが推奨される領域も記載されています。これらは、学校の構成または財政上の観点から最終的な認定に影響を与える可能性がある領域です。もしも候補校申請の前に対応がなされない場合は、候補校申請の期間中に学校が取り組むべき優先事項となります。

要件名	学校が候補校として認定されるためにすでに備えているべき要件	候補校申請前に取り組むことが推奨される領域
法的位置づけ	学校は、教育目的の法人として登記されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校は、I B との関係が継続するかぎり有効な法人登記を維持することを確認する。 ・ 通常 3 年の認定プロセスよりも短期の認定を目指している新設校は、認定に向けたスケジュールの実現可能性を考慮するべき。
学校の名称	学校名の中に I B 商標が入っていない。	
学校使命と理念	学校の使命と理念が I B のものと一致しているか、その主要な部分を放棄することなく一致させることができる。	学校の使命と理念は、学力の向上に留まらず他者へのおもいやりを促す教育を尊重している。
複数のキャンパスをもつ学校 (該当する場合)	複数のキャンパスを持つ学校として申請する場合、学校は I B 資料 (英語版) 『 <i>Rules for candidate schools</i> (候補校のための規則)』の要件を満たしている。	

要件名	学校が候補校として認定されるためにすでに備えているべき要件	候補校申請前に取り組むことが推奨される領域
MY P パートナー スクール (該当する場合)	学校が、パートナースクールとして申請する場合、以下の要件を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・パートナースクール相互間で教育的な連携がある。 ・パートナースクール相互間でプログラムを調整するMY P コーディネーターがいる。 ・パートナースクール相互間で協働設計が見られる。 	パートナーシップは、それぞれのパートナースクールが教員研修要件を個別に満たすことを想定している。
I B プログラムの 連続性 (該当する場合)	連続する I B プログラム間に切れ目が出ないように計画されている。	
I B プログラムの 期間	MY P の設定期間が要件に一致している。	
プログラム コーディネーター	プログラムコーディネーターがすでに任命されているか、あるいは試験的実施の開始時に任命される予定である。	
予算	学校は、I B プログラム実施プロジェクトを資金面で支えるというコミットメントを関係当局から書面で得ている。	学校の予算には、教員研修のための I B 受講料と各種想定費用が適正に計上されている。
PD への取り組み	校長または指名された適任者が必須ワークショップに参加を済ませた（該当する I B プログラムに関して意思決定権限を持つ者であれば、校長はその者を指名してワークショップに参加させることができる）。	学校は、認定に必要な教員研修（PD）の要件を満たす計画を備えている。
行動計画	学校は、認定に向けた道のりを反映する行動計画を策定済みである。	
指導言語 (該当する場合)		指導言語の 1 つが英語、フランス語、スペイン語のいずれにも該当しない場合、学校は必ず、各教科ごとに少なくとも 1 名の教師とプログラムコーディネーターが I B 公式使用言語のいずれかに堪能であるべく図る。

要件名	学校が候補校として認定されるためにすでに備えているべき要件	候補校申請前に取り組むことが推奨される領域
生徒全員の参加を奨励する		MY P に生徒全員が参加しない場合、学校は事前説明を行い、MY P に参加している生徒がディプロマプログラム（DP）またはキャリア関連プログラム（CP）に進む上で支障が生じないように計画する。
段階的な実施		MY P を段階的に実施することを選んだ場合、学校は認定前までに少なくとも2年間連続して実施することを決定しており、また一旦プログラムを始めた生徒は学校の計画に従ってMY P に継続して参加することができる。
学校コミュニティによるサポート		学校は、リーダーシップチームおよび学校運営組織に加えて、学校コミュニティの関係者からも支持を得ている。
教科の計画		<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの各年次で提供しなければならない教科について考慮する一方で、学年ごとの各教科に必須の授業時間数を満たしている、またはそのための計画を立てる。 ・学校は、6つの教科の要件を満たしているか、満たすことを計画しており、そのうちの1つの教科は、プログラムの各年次で同時並行的に提供される言語習得グループの言語（または「言語と文学」の教科の中の第二言語）でなければならない。

学校が、すでに備えているべき上記の要件を満たしていることを示し、所定の国際バカロレア申請料を支払うと候補校として認められます。

国際バカロレア機構は候補校として認めることを拒否する自由な裁量権を有します。

結果のいかんにかかわらず、申請および国際バカロレア機構による決定に関する情報を提供するレポートが当該校に送られます。

候補校段階

この期間中、学校は最短でも1年度かかるプログラムの試験的实施を開始し、認定に向けIBの要件に対応するために必要な活動を行うこととなります。ですから、候補校となる前に学校が行った活動は、この1学年の実績の一部としてみなされません。最低1学年の試験的实施は学年の始まりから開始することが望まれます。そうすることによって、1つのカリキュラムサイクルをすべて一貫して経験することができるからです。最短1学年の試験的实施を学年の途中から開始したいと学校が希望する場合は、まずその学年の残りの部分が実施期間として算入され、実施期間の不足分は次の学年に回されることとなります。

特に注意が必要なのは、各教師が担当教科または担当職務についてIB公認教員研修活動による適切なトレーニングを確実に受けられるよう、教員研修計画をできる限り早期に実施することです。IBプログラムが効果的かつ着実に実施されすべての生徒のためになるよう、教員研修の最小限の要件は設定されています。認定要件が遅滞なく完了し、候補校段階の試験的实施によって知見が深まるように、スケジュールを入念に検証する必要があります。教員研修に関連する要件は、確認訪問時点で完了していることが求められています。

教員研修に関連する最小限の要件を満たすには、学校は以下のIB公認教員研修活動がすでに完了したことを確認する必要があります。

1. 学校長または指名された適任者：『*Application for candidacy: Middle Years Programme* (中等教育プログラム候補校申請書)』を提出する前に『校長/MYPコーディネーター：MYPカリキュラムの実施』カテゴリ1ワークショップ
2. すべてのスタッフ：『MYPの立上げ』学校内で行われる入門ワークショップ
3. プログラムコーディネーター：『校長/MYPコーディネーター：MYPカリキュラムの実施』カテゴリ1ワークショップ
4. 1教科につき少なくとも1人の教師：担当教科ごとの『MYPカリキュラムの実施』カテゴリ1ワークショップ

IB内の関連部門およびIB公認コンサルタントによるアドバイス、かつ1度は義務付けられているコンサルテーション訪問を通して国際バカロレア機構の支援を学校は受けられます。訪問のタイミングは、国際バカロレア機構内の関連部門またはIB公認コンサルタントとの協議で決定されます。訪問の結果、その後のプログラム採用に向けた勧告を列記したレポートが学校に送られます。

すべての教師に、IBオンライン・カリキュラムセンター(OCC)のアクセス権が与えられます。このウェブサイトではIBの各種刊行物や教材を入手したり、全世界の学校教師と共にプログラムに関連するトピックについてオンライン・フォーラムに参加することが可能です。

学校が認定を受けると(認定後に始まる学年で)、任意の生徒証明を含む評価サービスが利用可能になります。評価サービスの詳細は、毎年刊行されるIB資料(英語版)『*Handbook of procedures for the Middle Years Programme* (MYP手順ハンドブック)』で公表されます。

認定の申請

学校が記入する書式：『中等教育プログラム認定校申請書』

『*Application for authorization: Middle Years Programme* (中等教育プログラム認定校申請書)』および関係書類は、学校が認定プロセス上進捗を遂げ I B ワールドスクール (I B 認定校) となる準備が整ったことの証となります。候補校は、プログラムとその採用の意味を理解している旨を表明する文書を提出します。

『*Application for authorization: Middle Years Programme* (中等教育プログラム認定校申請書)』と関係書類によって、学校は以下のことを表明します。

- ・ I B の教育哲学を理解し、受け入れた。
- ・ プログラムの要件を理解した。
- ・ 実施の成就を確実にする行動計画の主要な目標を達成した。
- ・ I B ワールドスクール (I B 認定校) となるための要件を満たすという結論に達した。

確認訪問

『*Application for authorization: Middle Years Programme* (中等教育プログラム認定校申請書)』を受け付けると国際バカロレアは申請校の訪問を実施し、必要とされるすべての処置がその申立て通り実行され I B ワールドスクール (I B 認定校) となる準備が整っていることを確認します。

この訪問の目的は、 I B プログラムが依って立つところの教育原理、基準および実践が将来的に維持増進されることを確かめることにあります。個々の教師や学校管理者の評価査定を目的とするものではありません。確認訪問についての説明は、本資料の補遺をご覧ください。

確認訪問の後、 I B の担当部署によって認定プロセスに関するレポートが出されます。このレポートは、確認訪問から得た結果と各種申請書類上のデータに基づいて作成され、通常以下の要素が織り込まれております。

- ・ 賞賛事項：認定に必要なレベルを超えて実践されている点。 I B プログラムの採用にとってプラスに働きます。
- ・ 指摘事項： I B プログラムをさらに発展させて行くための指針を与えるもの。
- ・ 重大な指摘事項：直ちに対応しないと I B プログラムのあるべき姿を損なうおそれがあり、そのため申請校の I B ワールドスクール (I B 認定校) 認定資格をも危うくするような事柄が校内で実践されているケースがあります。

認定の判断

候補校による申請の結果を判断するのは常に事務局長の責任です。IBの担当部署が提出する文書に基づいて、この決定は下されます。

IBプログラム教育を行う権限が認められるか否認されるかは事務局長の判断によります。決定の結果は、以下のいずれか1つになります。

認定

候補校による認定申請がIBの要件を満たし、対処すべき問題もないと事務局長が判断した場合、IB資料（英語版）『*Rules for IB World Schools: Middle Years Programme*（IBワールドスクールのための規則：MYP）』に従うことを条件に該当するIBプログラムの教育を実施する認可が与えられます。学校には、国際バカロレアから認可証が送られます。

賞賛事項と指摘事項の内容も、認定の決定を知らせる書簡とともに送られます。

学校は、MYPについてIBワールドスクール（IB認定校）として認定され次第、「パーソナルプロジェクト」のモデレーション（評価の適正化）とMYPのeアセスメントに向けて生徒を登録する資格が与えられます。学校は、MYPについてIBワールドスクール（IB認定校）として認定された年の次の学年度には、「パーソナルプロジェクト」の必須モデレーション（評価の適正化）のために生徒を登録させる必要があります。評価サービスの詳細は、毎年刊行される、IB資料（英語版）『*Handbook of procedures for the Middle Years Programme*（MYP手順ハンドブック）』で公表されます。

候補状態の継続

認可する前に候補校によって何らかの変更または改善が実施される必要があると国際バカロレア機構が判断する場合があります。このような場合、国際バカロレア機構の担当部署は対応を要す事柄を詳細に連ねて候補校に文書で通知します。処置が済んだ、あるいは場合によっては処置の完了に向け評価に値する計画が作成されたという確証が提示されるまでの期限がこの文書で定められています。

その後、候補校の認定を推奨するか、あるいは認定まで更なる作業が必要かの判断が国際バカロレア機構の担当部署によってなされます。候補校の費用負担となる再訪問が設定される場合もあります。対応を要す事柄が候補校により国際バカロレア機構の満足がゆくまで処置されずに認定が下されることは決してありません。

否認

国際バカロレア機構は候補校がIBプログラム教育を実施することを認めない自由裁量権を堅持します。否認された場合、そのような決定に至った理由の要旨が事務局長から知らされます。この決定は覆すことができません：再検討または反訴の対象とは成り得ません。

しかし、国際バカロレア機構から上記の決定を示す文書が送られたあと、2年以上経過すると再度候補校の申請をすることができます。その後のプロセスと手数料は通常通りとなります。

質の保証への取り組み

国際バカロレア機構はそのプロセスの質に関する情報を収集する目的で、認定プロセスの各段階で簡単なアンケートへの記入を学校に求め、認定プロセスに対する学校側の感触を集めます。こうした各学校からのフィードバックを分析し、将来変更を加える場合の参考とします。

中等教育プログラムを提供するIBワールドスクールとなるための要件

序論

MYPの実施を希望する場合、学校として下記の要件すべてに適合可能かどうかよく検討する必要があります。要件は、以下のように分類することができます。

- ・ 学校の法的位置づけに関する要件
- ・ MYPの構成に関する要件
- ・ プログラムの実施に関する要件

これらの要件のいくつかについては、要件を満たしていることの証拠を『*Application for authorization: Middle Years Programme* (中等教育プログラム認定校申請書)』提出時に求められ、ほかのいくつかは『*Application for authorization: Middle Years Programme* (中等教育プログラム認定校申請書)』の提出時に求められ、さらにいくつかは確認訪問のときに確認されます。MYPを提供するIBワールドスクール (IB認定校) として学校が認定されるには、これらの要件のすべてに適合している証拠が必要です。

学校の法的位置づけに関する要件

候補校として認めるためには、学校の法的位置づけに関する要件があらかじめ整っている必要があります。これらの要件はすべてIB資料 (英語版) 『*Rules for candidate schools* (候補校のための規則)』に記載されています。

学校の名称・実態

「International Baccalaureate (国際バカロレア)」、「IB」および「IB World School (IBワールドスクール)」の名称はさまざまな形やロゴ、さらにはそれらの組み合わせで国際バカロレア機構により世界中で商標登録されています。また「IB World School (IBワールドスクール)」という用語およびその関連ロゴの使用権は、1つまたはそれ以上のIBプログラムを教授することを事務局長から許可されているIBワールドスクール (IB認定校) にもみライセンス契約で与えられています。

したがって、「International Baccalaureate (国際バカロレア)」、「IB」または「World School (ワールドスクール)」などといった用語がいかなる形や言語にしろ名称に含まれている学校——あるいは、これらの用語が入ったものを商標としているか商標を申請中の学校——は国際バカロレア機構が候補校として受け入れることは一切ありません。

営利か非営利、私立か公立を問わず法人格を有するものとして適切に登記された学校であり、教育サービスを提供する目的にふさわしく、管轄当局または場合によっては民間認定機関などによって必要な認定を受けていることが必要です。

新設校の場合、認定を受けるまでに通常少なくとも3年間存続していることが求められます。

複数キャンパス校

1つの学校でキャンパスが2か所以上に分かれている場合、通常各キャンパスごとに別個の候補校とみなされ本資料に定められた認定条件すべてを各キャンパスごとに満たす必要があります。

国際バカロレア機構は、キャンパスが複数ある学校でキャンパス間の距離が近いなど物理的な理由から、単一のプログラムが複数のキャンパスにまたがって教授されるケースもあり得るだろうと考えます。そのような複数キャンパス校が、1つの学校単位として認知され各種料金も1校分とされるには、下記の判定規準のすべてを満たしているという証拠を提示しなければなりません。

- a. 法その他の規制上、複数のキャンパス全体で1つの学校を構成しているとされている。
- b. 日々の教育現場でのリーダーとして1人の責任者がすべてのキャンパスをカバーし、職員、また場合によっては地域行政当局からもそのように公式に認められている。
- c. すべてのキャンパスが統一された規則・規制で管理されている。組織体制、また該当する場合は授業料金体系も含む。
- d. すべてのキャンパスを統合したプログラムが日々機能するべく責任を持つIBプログラムコーディネーターが1名である。
- e. IBプログラムの各キャンパス同士の水平連携・垂直連携が可能であり、またそのようにすることが決まっている。全キャンパスの職員が頻繁に会合を持ち、協働設計ができるようにすること。

プログラムの認定にあたり、何をもって複数キャンパス校とするかを定める権利を国際バカロレア機構は留保します。

MYPパートナーシップ

複数の学校の間には教育的な連続性がある——例えば1つまたは複数の学校がMYPの低学年分を提供し、最終学年は（空白の学年なしに）別の学校につなげる、そして大多数の生徒が各学校間を移動する——場合、これらの学校はパートナーシップを組むことによってMYPの提供を申請することができます。以下の条件の下で、国際バカロレア機構はこの学校群をパートナーシップによって提供される1つのプログラムと認めます。

- a. パートナー校全体で1人のMYPコーディネーターを任命し、そのMYPコーディネーターはパートナー校間でプログラムを調整しパートナーシップと国際バカロレア機構との連絡窓口となる。MYPコーディネーターが常駐する学校が、連絡校（contact school）となる。MYPコーディネーターは、プログラムの最終学年を提供する学校から任命されるのが一般的である。

- b. パートナー校間、そしてプログラムのすべての年次にわたってカリキュラムの連続性が確保されている。
- c. 認定時および評価時に、各パートナー校が教員研修の要件をそれぞれ個別に満たす。
- d. 各パートナー校の職員は協働設計のために頻繁に会合を行い、最終的なMYPの目標やMYP評価の共通の理解と実践に向けて学年縦断的な連携を確保している。
- e. 候補校申請や認定校申請、更にはプログラム評価に際しても、パートナーシップは一体とみなされる。書類はパートナー校それぞれによる提出が求められる場合があるが、IBからのレポートはパートナーシップ全体に対して発せられる1つのみである。

認定された場合、パートナーシップの各パートナー校は独立した1つのIBワールドスクール（IB認定校）として登録されます。パートナーシップを担当するMYPコーディネーターは、すべてのパートナー校のMYPコーディネーターとみなされます。

中等教育プログラムの構成に関する要件

概要

プログラムの構成に関する要件が実現可能かどうか、その内容を学校はよく吟味する必要があります。その他の詳細を含めこの件に関する情報は以下のIB資料に収められています。IB資料（英語版）『*Rules for IB World Schools: Middle Years Programme*（IBワールドスクールのための規則：MYP）』、『*General regulations: Middle Years Programme*（一般規則：MYP）』、『*Handbook of procedures for the Middle Years Programme*（MYP手順ハンドブック）』、『MYP：原則から実践へ』

各IBプログラムの連続性

国際バカロレアが開発した4つのプログラムはそれぞれ独立しています。つまり、学校として1つだけ選んでも良いですし、あるいは4つのプログラムの中から好きなものを組み合わせることもできます。但し、一貫してIBプログラムを提供すると決めた場合は、生徒が1つのプログラムから次へと間断なく進むというようにプログラムが連続しなければいけません。

プログラムの期間

MYPは11～16歳の若年層の生徒を対象に5年間（第1年次～第5年次）のプログラムとして設計されており、生徒はMYPの各年次の要件に従って系統だった学習に取り組めます。

プログラムの柔軟性

地域の教育システムによって5年間にわたるMYPの提供が認められない場合、以下の条件に基づいて学校はプログラムの実施期間を短くすることが許されます。

- ・プログラムの期間は、少なくとも連続した2年間である。
- ・同一学校内でMYPと他のIBプログラムの実施の間に空白があってはならない。
- ・学校の学年／年次レベルを調整することによって、MYPの第1年次から第5年次まで全てのプログラムが実施されなければならない。

また場合によって、学校は6年間のMYPを提供することができます。これは、地域の条件により、PYPからMYP、MYPからDP、またはMYPからCPへの移行に連続性を確保するため1学年追加する必要を伴う場合です。このようなケースでは、MYPの最後の1学年も、依然としてMYPの第5年次と呼ばれることとなります。

プログラムの柔軟な実施を申請しようと検討している学校は、所管のIB事務局に問い合わせる必要があります。詳細については、毎年刊行されるIB資料（英語版）『*Handbook of procedures for the Middle Years Programme*（MYP手順ハンドブック）』をご覧ください。

教科の要件

各教科は、それぞれの学問分野における幅広く、バランスのとれた基本的知識を提供します。MYPは、プログラムの各年次で提供される各教科あたり少なくとも50時間の授業時間を求めています。実際には、教科のねらいと目標を満たし、学際的な学習を可能にする持続的かつ同時並行的な指導を提供するにはより多くの時間が必要な場合が多いと思われます。MYP修了証の取得に役立つ成績を達成しようとする生徒の場合、プログラム最後の2学年（MYP第4年次とMYP第5年次）ではそれぞれ少なくとも70時間の授業時間をかけることを国際バカロレア機構は推奨します。

MYP第1～第3年次における教科の統合

MYPの第1～第3年次において、地域の状況によりプログラムを想定通りに実施することを妨げるようなスケジュール上の制約が課される場合、学校はある教科の「指導」と「学習」を定期的に時間割／スケジュールが組まれた1つまたは複数の他の教科と統合することができます。このように単独で授業が行われない教科であっても、IB資料『MYP：原則から実践へ』（2016年刊行）に明記されているMYPの要件および教員研修の要件は依然として満たす必要があります。

MYPの第4年次と第5年次の教科の柔軟性

学校は可能な限り、MYPの第4年次と第5年次においても引き続き8教科の学習に取り組む機会をすべての生徒に提供しなければなりません。第4年次と第5年次において教科数を8より減らした方が生徒のためになるというのであれば、IB資料『MYP：原則から実践へ』（2016年刊行）に明記されている条件を満たすことを前提に、学校は教科を柔軟に提供することができます。

詳細については、毎年刊行されるIB資料（英語版）『*Handbook of procedures for the Middle Years Programme*（MYP手順ハンドブック）』をご覧ください。

認定資格を得るための実施

候補校段階でMYPの試験的实施を始める際、学校はすべての学年を同時に実施するか、段階的に実施を導入するか選択することができます。

認定の時点で、少なくともプログラムの連続した2学年を実施済みでなければなりません。

誰にでも開かれている「インクルーシブ」なプログラム

MYPは11～16歳のすべての生徒に対応することができる、誰にでも開かれている「インクルーシブ」なプログラムであることが意図されています。しかしながら、学校がすべての生徒にプログラムを提供できない正当な理由があるかもしれません。そのような事情は、提出された「*Application for candidacy: Middle Years Programme*（中等教育プログラム候補校申請書）」を吟味する際に国際バカロレア機構によって考慮されます。プログラムの対象となる年齢層のすべての生徒が参加することが参加校に強く推奨されるという原則に変わりはありません。

指導言語

教師および生徒がプログラムを全面的かつ完全に理解できるようなシステムが学校にあれば、MYPはどのような言語を使って教えることも構いません。

指導言語がIBの公式使用言語（英語、フランス語、スペイン語）のいずれにも該当しない場合、学校はIBの関連部門に連絡して助言を求めなければなりません。この場合、1教科につき少なくとも1人の教師がIBの公式使用言語のいずれかに堪能であることが望まれます。

「パーソナルプロジェクト」の評価の適正化および2016年5月から始まる外部のeアセスメントについての詳細は、毎年刊行されるIB資料（英語版）『*Handbook of procedures for the Middle Years Programme*（MYP手順ハンドブック）』をご覧ください。

MYPコーディネーターの選任

各校には、MYPコーディネーターが1名いなければなりません。プログラムの教育面でのリーダー役を果たし、国際バカロレア機構から送られるプログラムに関連する情報や連絡文書の受け手となるのがこのMYPコーディネーターです。プログラムコーディネーターは、IBの公式使用言語（英語、フランス語、スペイン語）のいずれか1つに堪能でなければなりません。

スクールパートナーシップが関与するプログラムの場合、MYPコーディネーターはパートナースクール全体でプログラムを調整することが求められます。このような場合、

MY P コーディネーターはプログラム関係の通信、情報の受け取りと配布、生徒の登録など、国際バカロレア機構との唯一の連絡窓口となります。

必須教員研修

MY P の実施を希望する学校は、継続して教員研修を行うことを確約する必要があります。具体的には、以下の要件を満たさなければなりません。

- ・ 校長または指名された適任者：「校長／MY P コーディネーター：MY P カリキュラムの実施」 カテゴリー1 ワークショップを「*Application for candidacy: Middle Years Programme* (中等教育プログラム候補校申請書)」の提出前に受講。IB プログラムに関して意思決定権限があるか、今後意思決定権限が付与される者であれば、校長はその者を指名してワークショップに代わりに参加させることができる。
- ・ すべての職員：関連IB部門を通して「MY P の立上げ」学校内導入ワークショップを受講
- ・ プログラムコーディネーター：「校長／MY P コーディネーター：MY P カリキュラムの実施」 カテゴリー1 ワークショップを受講
- ・ 1教科につき少なくとも1人の教師：担当教科ごとの「MY P カリキュラムの実施」 カテゴリー1 ワークショップを受講

教員研修は確認訪問の前に完了していることが望めます。上記の必須教員研修は、IB プログラムがすべての生徒にとって効果的かつ確実に実施されるために最小限のものに過ぎません。理解を一層深めプログラムを更に前進させる上で、より多くの教師にMY P の訓練を受けさせることは、学校にとって有益であるに違いありません。

IB 教員研修に学校が真摯に取り組むことによって、可能な限り多くの教師と職員がIB活動に参加できるようになります。

プログラムの実施に関する要件

プログラムの実施に関する要件は、IB 資料『プログラムの基準と実践要綱』に記述されています。「基準と実践要綱」はすべてのIBプログラムに共通ですが、MY P プログラムに関しての理解をより深めるために、MY P について詳細に説明されている実践要綱もあります。

それぞれの学校にとってIBプログラムの実施は長い道のりであり、その過程ごとにこれらの「基準と実践要綱」を満たす程度に差が生じるであろうということは国際バカロレア機構としても理解しています。しかしながら、認定を受ける時点では、下記の通り一定の期待に応える必要があります。

- ・ 国際バカロレア機構では、学校を認定する前に「実施・整備済み」であるべき実施項目およびプログラム要件を定めています。これらの実施項目または要件が欠ける場合、プログラム全体の統一が脅かされ、認定以前に学校による対処が必要とされる問題となるかもしれません。

- ・ 他のすべての実施項目[※]およびプログラム要件に関して、学校は「実施が進捗している」ことを示さなければなりません。学校は、認定の時点で、計画または実施における進捗状況を示すことになります（※プログラム評価に関する「実践要綱」の基準 B1.7 を除く）。

次に続く表は、認定の時点で対応済みでなければならない実施項目とプログラム要件、およびそれらから派生する可能性のある取り組むべき問題を特定しています。さらにこの表は、学校がMYPのIBワールドスクール（IB認定校）となった後、プログラム評価の時点までにどのような進歩をなすことが期待されているかを示しています。

学校は、プログラム評価の時点ですべての基準、実施項目、およびプログラム要件を満たすべく真摯に取り組み、プログラム評価の各サイクルで確認されながら時間の経過とともに進展を示すことが期待されています。すべての実施項目またはプログラム要件に、プログラム評価の時点で取り組むべき問題が伴うわけではありません。直結する問題が無い場合、そのような実施項目または要件は表の中で、灰色に塗りつぶされており、対処すべき問題を伴う関連実施項目が参照されています。

この表には、2016年版のIB資料『MYP：原則から実践へ』および関連ガイドに記載されているMYP要件が記述されています。

2016年9月以降に認定を申請する学校は、本資料と以下の表に明記されている要件を満たさなければなりません。

セクションA：理念

基準A 学校の教育上の信念と価値観がIBの理念を反映しているか		中等教育プログラムを提供する学校として求められる要件	要件が備わっていない場合の時点		資料の出典 『MYP：原則から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
1	学校の掲げる使命と理念が、IBの使命と理念に一致すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校は、使命と理念を公表している。 ・ その使命と理念は、単なる学力向上の枠を超えた教育を尊重する点で、IBのものとは一致している。 ・ その使命と理念は、他者へのおもいやりや直属のコミュニティを超えた意識を生徒に促すという点で、IBのものとは一致している。 	×	×	「他のシステムとの適合性」

基準A 学校の教育上の信念と価値観がIBの理念を反映しているか	中等教育プログラムを提供する学校として求められる要件	要件が備わっていない場合		資料の出典 『MYP：原則から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し	
		認定時	評価時		
2	学校運営組織、管理職、教育活動全般の責任者、およびスタッフが、IBの理念への理解を示すこと	<ul style="list-style-type: none"> 学校の行動計画は、『プログラムの基準と実践要綱』に示されている実践例とプログラム要件を踏まえている。 学校運営組織管理職、教育活動全般の責任者、およびスタッフはIBの教育理念を理解している。 	×	×	「変革のためのリーダーシップと管理」
3	学校コミュニティ全体が、プログラムを理解し、責任をもって取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> 学校コミュニティによって、MYP実施への理解と支援を促すような活動が行われている。 学校コミュニティとの連絡通信に際し、IBの著作権方針を順守している。 	×	×	「IBの学習者と「IBの学習者像」 「学校全体としてのカリキュラム計画」
3a	学校は、「パーソナルプロジェクト」がMYP第5年次の生徒にとって、きわめて重要なものであることを、すべてのスタッフ、生徒、そして保護者が理解するようにすること（第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティプロジェクト」がこれに該当する）	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、「パーソナルプロジェクト」がきわめて重要なものであることを、保護者と生徒が理解する機会を提供する。（MYP第3年次もしくは第4年次で修了するプログラムの場合は「コミュニティプロジェクト」がこれに該当する） 	×	×	「「コミュニティプロジェクト」と「パーソナルプロジェクト」

基準A 学校の教育上の信念と価値観がIBの理念を反映しているか		中等教育プログラムを提供する学校として求められる要件	要件が備わっていない場合		資料の出典 『MYP：原則から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
4	学校は、学校コミュニティ全体において、国際的な視野の育成を図り、「IBの学習者像」に示される人物像の奨励に努めること	・学校は、学校コミュニティ内において国際的な視野の育成を図り、「IBの学習者像」に示される人物像を奨励している。		×	「IBの学習者」と「IBの学習者像」
5	学校は、学校コミュニティの内外で責任ある行動を奨励すること			C2.5a	「IBプログラムにおける奉仕活動と行動」
6	学校は、理解と尊重に基づいた開かれたコミュニケーションを推進すること			A.4	「IBの学習者」と「IBの学習者像」
7	学校は、母語、学校所在地の言語、その他の言語を含めた言語学習を重視すること	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の準備が整っている。 <ul style="list-style-type: none"> - 該当する場合、母語の習得をサポートする。 - 該当する場合、学校所在国または滞在地域の言語と文化の学習を支援する。 - 指導言語に習熟していない生徒をサポートする。 - 該当する場合、すでに大多数の生徒の間で使われている言語の学習を奨励する。 <p>注：認定時には、これらを提供するための計画が整っていることが求められます。</p>	×	×	「言語とアイデンティティ」

基準A 学校の教育上の信念と価値観がIBの理念を反映しているか		中等教育プログラムを提供する学校として求められる要件	要件が備わっていない場合の時点		資料の出典 『MYP：原則から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
8	学校は、世界に広がるIBコミュニティに参加すること			B2.3	
9	学校は、IBプログラムおよびIBの理念に生徒がアクセスできるよう支援すること	<ul style="list-style-type: none"> ・MYPに参加する生徒がディプロマプログラム(DP)に進むときに、空白の学年が生じない。 ・MYPに参加する生徒がキャリア関連プログラム(CP)に進むときに、空白の学年が生じない。 ・初等教育プログラム(PYP)に参加する生徒がMYPに進むときに、空白の学年が生じない。 	×	×	「IBの一貫教育におけるMYP」 IB文書 『Rules for IB World Schools: MYP (IBワールドスクールのための規則：MYP)』も参照
9a	学校は、全生徒の参加を強く促すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、MYPに全生徒が参加できない場合の理由を説明する。 	×	×	「MYPの誰にでも開かれている「インクルーシブ」な教育」

セクションB：組織

基準B1： リーダーシップと体制 学校のリーダーシップと 管理体制が IBプログラムの実施を 保証しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いなければ ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
1	学校は、実施中のプログラムとその発展について常に学校運営組織に伝える仕組みを構築すること	・MYPの実施・継続的な発展の進捗状況を学校運営組織に伝える仕組みが構築されている。		×	「学校全体の指導計画」 「指導体制の構造と責任」
2	学校は、プログラムの実施を支援する運営・指導体制を構築すること	・学校の運営・指導体制は、MYPの実施を支援する責任を反映している。	×	×	「指導体制の構造と責任」 「主な役職」
3	校長とプログラムコーディネーターは、プログラムの理念に沿って教育面でのリーダーシップを発揮すること	<ul style="list-style-type: none"> ・教育者としてのリーダーシップを発揮して学校におけるMYPの推進を支えているか、校長とMYPコーディネーターの役割と責任を検証する。 ・教育的リーダーシップチームは、一貫したMYPの実施と推進を確実にする計画を構築済みである。 ・学校の指導言語がIBの公式使用言語（英語、フランス語、スペイン語）のいずれでもない場合：この言語の違いにどのように対処して、一貫したMYPの実施と推進を確実にするか計画を立てて説明する。 	×	×	「指導体制の構造と責任」 「主な役職」

基準B1： リーダーシップと体制 学校のリーダーシップと 管理体制が IBプログラムの実施を 保証しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない場合 ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
4	学校は、プログラムコーディネーターを任命し、業務内容、担当授業時間数軽減措置を定め、職責を全うするための支援とリソースを提供すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ MYP コーディネーターが任命されている。 ・ 学校が指名したコーディネーターは、IB公式使用言語（英語、フランス語、スペイン語）のいずれか1つに堪能である。 	×	×	「主な役職：MYP コーディネーター」 「英語、フランス語、スペイン語以外の言語を指導言語とする学校」
4a	MYP コーディネーターは、学校の教育活動全般に関して責任をもつリーダーシップチームのメンバーのひとりであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ MYP コーディネーターは、学校の教育的リーダーシップチームのメンバーである。 	×	×	「主な役職：MYP コーディネーター」
5	学校は、プログラムを支援するための方針と手順を策定し、実施すること			B1.5a, b, c, d	「実施方針」
5a	学校は、IBが求める言語方針に合致する言語方針を策定し、実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校は言語方針を文書化し、実施済みである。 ・ 言語方針には以下が含まれる（該当する場合）。 <ul style="list-style-type: none"> - 母語の支援 - 指導言語に習熟していない生徒のサポート - 学校所在国または滞在地域の言語と文化の学習 ・ 言語と文学、および言語習得教科のコースを提供する場合、言語方針では参加する生徒のニーズを考慮に入れる。 	×	×	「言語方針の策定」

基準B1： リーダーシップと体制 学校のリーダーシップと 管理体制が IBプログラムの実施を 保証しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わっていない場合		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
5b	学校は、IBが求める「インクルーシブ」な教育／「特別な教育的ニーズ」のある生徒についての方針と、学校の入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）に合致する方針を策定し、実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は「インクルーシブ」な教育／「特別な教育的ニーズ」のある生徒についての方針を文書化し実施済みである。 ・「インクルーシブ」な教育／「特別な教育的ニーズ」のある生徒についての方針は、学校自身の入学者受け入れ方針に合致している。 	×	×	「「インクルーシブ」な教育／特別教育支援が必要な生徒についての方針の策定」
5c	学校は、IBが求める評価方針に合致する評価方針を策定し、実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、評価方針を文書化し実施済みである。 ・評価方針には以下の事項が含まれる： <ul style="list-style-type: none"> - 生徒の学習を支援する評価という理念 - MYPの評価規準を用いて到達レベルを判断する一般的な実践例 - MYP評価を記録して報告する一般的な実践例 - IBの意向にかなった形成的評価と総括的評価の実施 ・学校が地域／州／国の要件を満たさなければならない場合：評価方針は、学校が地域／州／国の要件を考慮して、MYP評価をどのように実施するかを説明する。 	×	×	「評価方針の策定」

基準B1： リーダーシップと体制 学校のリーダーシップと 管理体制が IBプログラムの実施を 保証しているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し	
		認定時	評価時		
5d	学校は、IBが求める「学問的誠実性」(academic honesty)に関する方針に合致する方針を策定し、実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校は、学問的誠実性方針を文書化し、実施済みである。 ・ 「学問的誠実性」の方針には以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> - IBの学習者像、特に信念をもつ人になるための努力への適切な言及 - 学問的な違反行為のIBによる定義と、そのさまざまなカテゴリー - 学問的な違反行為、知的財産権、および「本当に生徒自身を取り組んだものかどうか」ということの構成要件についてのアドバイスと具体例 - 引用および出典の記載方法の慣例 - 正当な協働と不正な共謀の違いについてのガイダンス <p>注：認定時は、文書化された方針が整備され実施中ではないと見なされません。</p>	×	×	「学問的誠実性」に関する方針の策定
6	学校は、プログラムの継続的な実施と発展が可能な仕組みを整えること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画には、学校におけるMYPの継続的な開発に関する明確なスケジュール、説明責任、および成果物が含まれている。 	×	×	「指導体制の構造と責任」

基準B1： リーダーシップと体制 学校のリーダーシップと 管理体制が IBプログラムの実施を 保証しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いなければ ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
6a	学校の組織体制は、学校が提供する全教科、「学習の方法」 ^{アプローチ} 「奉仕活動」「パーソナルプロジェクト」(第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティープロジェクト」)の実施を支援するものであること	<ul style="list-style-type: none"> 学校の組織体制には、各教科のカリキュラム開発のリーダーシップが含まれる。 学校の組織体制は、「学習の方法」、奉仕活動、「パーソナルプロジェクト」(またはMYP第3年次もしくは第4年次で修了するプログラムの場合は「コミュニティープロジェクト」)の実施を支援する 	×	×	「主な役職：教科リーダー、「学習の方法」を推進する担当教員(ATLリーダー「パーソナルプロジェクト」指導教員、「コミュニティープロジェクト」指導教員)
7	学校は、すべての関係者が参加するプログラム評価を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、すべての利害関係者が関与するプログラム評価を実施している。 学校は、要件に従って単元計画のモニタリングを完了している。 		×	「指導体制の構造と責任」

基準B2： リソースと支援 学校のリソースと 支援体制が IBプログラムの実施を 保証しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いなければ ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
1	学校運営組織は、プログラムの実施と継続的発展のために予算を割りあてること	<ul style="list-style-type: none"> 学校の予算には、IB諸経費およびMYPの実施に必要な各種リソースの費用が含まれている。 	×	×	「リソース」
2	学校は、プログラムの実施のために適格なスタッフを配置すること	<ul style="list-style-type: none"> 学校が提供するコースの指導に適格な教師がいる。 	×	×	「リソース」

	基準B2： リソースと支援 学校のリソースと 支援体制が IBプログラムの実施を 保証しているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない場合 ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
3	学校は、教師や管理職が必ずIB認定の教員研修を受けるようにすること	<ul style="list-style-type: none"> 学校の指導言語が、IB公式使用言語（英語、フランス語、スペイン語）のいずれかに該当しない場合：学校は、1教科につき少なくとも1人、IB公式使用言語に堪能な教師を配備している。 	×	×	「英語、フランス語、スペイン語以外の言語を指導言語とする学校」
3a	学校は、認定時およびプログラム評価時に、MYPに関連したIB認定の教員研修についての要件を満たしていること	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、認定時および査定時に求められる職員によるIB認定教員研修参加の要件を満たしている。 学校が、MYPパートナーシップの一員である場合：教員研修の要件は、パートナーシップに参加している各校が個別に満たしている。 	×	×	「リソース」
4	学校は、教師が協力して授業計画などを策定する「協働設計」(collaborative planning)や「振り返り」(reflection)に専念できる時間を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> 教師同士の協働設計のために当てられたミーティング時間が定められている。 学校が複数キャンパス校の場合：協働設計は全キャンパスを含めて実施される。 学校が、MYPパートナーシップの一員である場合：協働設計は全パートナースクールを含めて実施される。 	×	×	「リソース」

基準B2： リソースと支援 学校のリソースと 支援体制が IBプログラムの実施を 保証しているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない場合 ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し	
		認定時	評価時		
5	校内およびネット上の学習環境や、施設、リソース、専門機器類を、プログラムの実施に活用すること	・ 保健体育／科学／芸術／デザインの施設が、MYP教科のねらいと目標、およびMYPの要件を満たす上で適切なものとなっている。 ・ 生徒にとって学校図書館は利用しやすいものとなっている。	×	×	「リソース」
6	図書館、マルチメディア、およびリソースが、プログラムの実施において中心的役割を果たすこと	・ 図書館は、プログラムを支えるべくよく整備されており、その資源を継続的に改善する計画が存在する。 ・ 図書館の資源は、学校が提供する各言語をサポートしている。 ・ 図書館には、地球規模の諸問題や多様な観点に関する資源がある。	×	×	「リソース」
7	学校は、グローバルな諸課題や多様なものの見方に関する情報にアクセスできるようにすること			B2.6	「リソース」
8	学校は、学習に関するニーズや「特別な教育的ニーズ」のある生徒およびその担当教師に支援を提供すること			B1.5b	「MYPの誰にでも開かれている「インクルーシブ」な教育」

基準B2： リソースと支援 学校のリソースと 支援体制が IBプログラムの実施を 保証しているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いなければ ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し	
		認定時	評価時		
9	学校は、プログラムの期間中、生徒にガイダンスとカウンセリングを提供できる仕組みを整えること	<ul style="list-style-type: none"> ・MYPの期間中、またその後の学習に向け、生徒の指導・カウンセリングを行うシステムが学校に整備されている。 		×	「主な役職：カウンセラー」
10	生徒のスケジュールや時間割を、プログラムの要件を満たすように作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ・MYPの第1～第3年次において、芸術コースの構成に最低1つの視覚芸術教科と、1つの舞台芸術教科が含まれている。 ・「言語の回転木馬 (language carousel)」として提供される、MYPの言語習得入門コースは、すべて所定の要件を満たしている。 ・MYPの保健体育コースの総授業時間数のうち少なくとも50%は体育活動に当てられている。 ・MYPの第1～第3年次において、1つの教科が単独に提供されず、定期的に授業時間が割り当てられスケジュールが組まれた他の教科と統合されて指導・学習が行われる場合——地域／州／国の規制のため——該当の要件が満たされている。 ・生徒は、MYPの各年次の言語習得コースで同一の言語を学ぶ。あるいは、別の言語に移るためには段階4の十分な言語習熟度に達すること。 	× ²	×	「学習の同時並行性と教科の柔軟な取り扱い」 IB資料（英語版）『 <i>Handbook of procedures for the Middle Years Programme</i> (MYP手順ハンドブック)』およびMYP各科目の『指導の手引き』も参照

	基準B2： リソースと支援 学校のリソースと 支援体制が IBプログラムの実施を 保証しているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
10a	スケジュールまたは時間割は、MYPの必修教科について、幅広く、バランスのとれた科目の選択を可能にするよう作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校がMYP第4年次と第5年次において教科を柔軟に実施する場合を除き、スケジュールまたは時間割はプログラム各年次において8教科の指導・学習を行う。 ・ 学校が、MYP第4年次と第5年次において教科を柔軟に実施する場合、該当する要件が満たされていること。 	× ²	×	「学習の同時並行性と教科の柔軟な取り扱い」
10b	スケジュールまたは時間割は、MYPの必修教科について、年間最低授業時間数を満たすものとなるよう作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュールまたは時間割は、提供される各教科について、年間最低授業時間数の50時間を満たすものとなっている。 	× ²	×	「学習の同時並行性と教科の柔軟な取り扱い」
10c	スケジュールまたは時間割は、学習の同時並行性を奨励するように作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケジュールまたは時間割は、言語習得グループから少なくとも1言語（または「言語と文学」教科から第二言語）を含む少なくとも6教科について、MYPの各年次ごとに通年の指導・学習が行われるよう設定されている。 	× ²	×	「学習の同時並行性と教科の柔軟な取り扱い」
11	学校は、プログラムの一環として行われる学習を充実させるため、地域社会のもつリソースや専門性などを活用すること				B2.5 および B2.12

基準B2： リソースと支援 学校のリソースと 支援体制が IBプログラムの実施を 保証しているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いないならば ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
		認定時	評価時	
12 学校は、実施しているプログラムに応じて、PYPでの「 <small>エキシビション</small> 発表会」、MYPでの「パーソナルプロジェクト」（第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティープロジェクト」）、DPでの「課題論文」（EE）、CPでの「 <small>リフレクティブ</small> 振り返りプロジェクト」に取り組むにあたって全児童生徒のためのリソースを確保すること	・学校は、「パーソナルプロジェクト」（MYP第3年次もしくは第4年次で修了するプログラムの場合「コミュニティープロジェクト」）を指導し、調整を図るためリソースを割り当てている。	× ¹	×	「リソース」

¹ 学校が、認定の時点でMYP第5年次を実施中の場合、MYP第5年次および「パーソナルプロジェクト」向きの実践要綱が整備されているべきです。その他の場合は

- ・ 学校が、将来的にMYP第5年次の実施を予定している場合、上記の実践要綱を策定する計画を持っていないなりません。
- ・ MYP第3年次か第4年次でプログラムが修了する場合、学校はコミュニティープロジェクトの実施を予定するか、または実施を開始するための計画を準備する必要があります。

² **注：**認定の時点で、プログラムの年次がいくつかまだ実施されていない場合でも、上記の要件を満たすための計画を準備します。

セクションC：カリキュラム

	基準C1： 「協働設計」 「協働設計」と 「振り返り」が IBプログラムの実施を 支えているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
1	「協働設計」と「振り返り」は、プログラムの要件を踏まえて行われること			C1.1a および b	「学校全体としてのカリキュラム計画」
1a	学校は、カリキュラムの設計に関してすべてのMYP教師が参加できる方法を実施すること	・すべてのMYP教師が、MYPの要件を満たすためのカリキュラム協働設計に参加している。	×	×	「学校全体としてのカリキュラム計画」
1b	「協働設計」と「振り返り」を通じて、カリキュラム横断的なスキルを強化し、教科の内容理解を深める学際的な学習を促すこと	・教師は、カリキュラム横断的なスキルを強化し教科の内容理解を深める学際的な単元を協働して作成している。		×	「学校全体としてのカリキュラム計画」
2	「協働設計」と「振り返り」は、定期的かつ体系的に行われること	・協働設計と振り返りに割り当てられたミーティングの時間は、定期的かつ体系的に利用されている。	×	×	「学校全体としてのカリキュラム計画」

基準C1： 「協働設計」 「協働設計」と 「振り返り」が IBプログラムの実施を 支えているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し	
		認定時	評価時		
3	「協働設計」と「振り返り」は、学年縦断的および教科横断的な連続性の中で行われること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割り当てられたミーティングの時間を利用して、カリキュラムの学年縦断的な結びつきについて協働設計と振り返りが行われている。 ・ 割り当てられたミーティングの時間を利用して、カリキュラムの教科横断的な結びつきについて協働設計と振り返りが行われている。 ・ 割り当てられたミーティングの時間を利用して、「学習の方法」スキル向上のため学年縦断的授業計画と教科横断的授業計画を協働設計と振り返りを行う。 		×	「学校全体としてのカリキュラム計画」
4	「協働設計」と「振り返り」を通じて、すべての教師が必ず生徒の学習経験を総合的に把握しているようにすること			C1.1a および b	「教科の概要」
5	「協働設計」と「振り返り」は、あらかじめ合意された学習到達目標に基づいて行われること			C1.3	「学校全体としてのカリキュラム計画」

基準C1： 「協働設計」 「協働設計」と 「振り返り」が IBプログラムの実施を 支えているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
		認定時	評価時	
6	「協働設計」と「振り返り」は、生徒の学習ニーズと学習スタイルの違いを考慮に入れて行われること			C1.3 「学習プロセスの説明:差別化した指導」
7	「協働設計」と「振り返り」は、生徒の学習成果物と学習に対する評価に基づいて行われること			C4.7 「学習プロセスの説明」
8	「協働設計」と「振り返り」は、生徒の言語能力の発達にすべての教師が責任を負っていることを認識して行われること			C3.7 「教師の役割」
9	「協働設計」と「振り返り」は、「IBの学習者像」に示される人物像を踏まえて行われること			A.4 「学習者とIB認定校」

	基準C 2： 「指導計画」 学校の「指導計画」が IBの理念を 反映しているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いないならば ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
1	「指導計画」(written curriculum) は、包括的であること、また、プログラムの要件に沿って作成されること	・ 学校が、地域、州、または国の要件を満たさなければならない場合：指導計画は、学校が地域、州、または国の要件を考慮に入れつつ、MYPの要件にどのように取り組むかを示す。			「他のシステムとの適合性」 「指導計画」
1a	カリキュラムは、各教科における年次ごとのねらいと目標、および「パーソナルプロジェクト」(第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティープロジェクト」)のねらいと目標を達成できるように作成されること	・ MYPが公表している目標は、学校におけるMYPのすべての年次のすべての科目に適用される。 ・ MYPが公表している最終的な目標は、「パーソナルプロジェクト」(MYP第5年次で修了するプログラムの場合)に適用される。 ・ MYPが公表している目標は、「コミュニティープロジェクト」(MYP第3年次もしくは第4年次で修了するプログラムの場合)に適用される。	×	×	「教科の概要」 「探究 単元の目的を確立する—教科の目標」 「「コミュニティープロジェクト」と「パーソナルプロジェクト」」
1b	「指導計画」は、MYPのすべての年次にわたる「学習の方法」のプランニングチャート <small>アプローチ</small> を含んでいること	・ 学校で教授されるMYPの全年次に対し「学習の方法」(ATL)スキルの計画が文書化されている。 注： 認定時に学校は、「学習の方法(ATL)」スキルの計画が文書化されるべく策定中であることを示さなければならない。	×	×	「ATL計画」 「学習の方法」

基準C2： 「指導計画」 学校の「指導計画」が IBの理念を 反映しているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない場合 ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し	
		認定時	評価時		
1c	「指導計画」は、MYPの各年次ごとに示される教科の概要を含むこと	・各教科の概要では、単元のタイトル、「重要概念」と「関連概念」、グローバルな文脈、探究テーマ、MYPの教科目標、「学習の方法」(ATL) スキル、および内容(トピック、知識、スキル)を挙げて、MYPの各年次で教えられる単元を特定します。	×	×	「教科の概要」
1d	単元計画は、MYPの単元設計プロセスに従って文書化されること	・(すべての教科で)提供される各科目について、MYP単元計画プロセスを活用し予定の単元およびカリキュラムを文書化する。 ・単元計画によって、生徒が学習する中で6つすべてのグローバルな文脈に直面することが示されている。	×	×	「MYPの単元指導案」
1e	カリキュラムは、教科の内容理解と学際的理解を深めるものであること	・MYPの各年次には、協働設計による複数の教科が関与する学際的単元が少なくとも1つある。		×	「学際的な学習の計画」
1f	個々の単元計画や、「学習の方法」のスキル習得に関する計画について、定期的に見直す仕組みを整えること	・学校は、教科の概要の振り返りを通して、個々の単元および「学習の方法」(ATL)の計画を含む指導計画を定期的に見直すのに必要なシステムを整備してある。		×	「指導計画の見直し」
2	「指導計画」は、学校コミュニティ全体に開示されること			A.3	

基準C2： 「指導計画」 学校の「指導計画」が IBの理念を 反映しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
3	「指導計画」は、生徒のこれまでの学習経験を踏まえて作成されること			C2.1b および c	「探究の本質」
4	「指導計画」は、習得に向けて長期的に取り組むべき知識、概念、スキル、および態度を特定したものであること	・教科の概要は、MYPの各年次における科目内容の展開、「重要概念」と「関連概念」、および所定の目標を明示している。		×	「教科の概要」
4a	「指導計画」は、各教科の所定の「重要概念」や「関連概念」を含むこと	・所定の「重要概念」と「関連概念」は、各教科の単元計画に記載されている。	×	×	「概念」
5	「指導計画」は、生徒が自分自身および他者のニーズに対応して有意義な行動をとれるようなものであること	・単元計画は、MYPの各年次において生徒が探究を通して「行動」としての奉仕活動に参加する機会が与えられることを明示している。		×	「「行動」としての奉仕活動の計画」
5a	カリキュラムは、MYPの各年次における「奉仕活動」で、生徒が学習成果を達成するための十分な機会を与えるものであること	・生徒が奉仕活動に取り組み振り返る機会は、奉仕活動についてのMYPの学習成果と一致する。 ・生徒が奉仕活動に取り組み振り返る機会は、MYPの各年次を通して設定されている。		×	「「行動」としての奉仕活動の計画」 「MYPの奉仕活動の学習成果」
6	「指導計画」は、生徒にとって関連のある経験を取り入れたものであること	・すべての教科の単元計画は、グローバルな文脈への理解を示す。		×	「グローバルな文脈」

	基準C2： 「指導計画」 学校の「指導計画」が IBの理念を 反映しているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
7	「指導計画」は、個人、地域社会、国、および世界の諸課題に対して意識を高めるよう奨励するものであること	・ 単元計画には、地域社会、国、および世界の諸課題に対する生徒達の自覚を高める学習経験が含まれている。		×	「グローバルな文脈」
8	「指導計画」は、人間の共通性、多様性、および多様なものの見方についての振り返りを行う機会を提供するものであること			C2.7	「グローバルな文脈」
9	「指導計画」は、最新のIB刊行物に準拠すること、また、プログラムの改訂を取り入れるために、定期的な見直しを行うこと	・ 指導計画は、最新のIB資料に基づいている。 ・ 教師は、最新のIB資料にアクセスできる。 ・ 学校の指導言語が、IB公式使用言語（英語、フランス語、スペイン語）のいずれでもない場合：学校は、すべての教師が必ず最新のIB資料の情報にアクセスできる方策を構じている。	×	×	「指導計画の見直し」
10	「指導計画」は、プログラムを支援するために学校が策定した方針を取り入れたものであること			C2.1d および f	「実施方針」
11	「指導計画」は、「IBの学習者像」に示されている人物像の具現化を目指すものであること			A.4 および C3.16	「振り返り 探究の計画と過程、影響を考える」

基準C3： 「指導」と「学習」 「指導」と「学習」が IBの理念を 反映しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない場合 ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
1	「指導」と「学習」 は、プログラムの 要件に適合してい ること	・MYPの探究の単元は、 「指導」と「学習」で実践 されている。		×	「学習プロセス の説明」
1a	学校における「指 導」と「学習」は、 探究の文脈として グローバルな文脈 を取り扱うこと	・学習経験は、探究の文脈と してグローバルな文脈を 取り扱っている。	×	×	「グローバルな 文脈」
1b	「指導」と「学習」 は、生徒が各教科 においてMYPの 年次ごとの目標を 達成できるように 行われること	・学習経験によって、MYP の年次ごとに適切な目標 が絞り込まれる。		×	「教科の目標」 「学習プロセス の説明」
2	「指導」と「学習」 は、生徒が「探究す る人」「考える人」 として関わるよう にするものである こと	・MYPの探究テーマに よって、生徒を探究に向か わせる。		×	「探究テーマ」 「探究の問い」
3	「指導」と「学習」 は、生徒の「すでに 知っていること」 「できること」を踏 まえて構築される こと			C3.1b	「内容」 「学習プロセス の説明」
4	「指導」と「学習」 は、「学問的誠実 性」(academic honesty)の理解と 実践を奨励するも のであること	・生徒と教師は、学問的誠実 性についての理解を共有 し、忠実に実践する。	×	×	「学問的誠実性 の指導」

基準C3： 「指導」と「学習」 「指導」と「学習」が IBの理念を 反映しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
5	「指導」と「学習」 は、生徒が自分の 学習に積極的に責 任をもつことがで きるよう支援する ものであること			C3.1	「教師の役割」 「最高の授業実 践を用いる」
6	「指導」と「学習」 は、人間の共通性、 多様性、および多 元的なもの見方 に目を向けたもの であること			C3.1a	「教育における グローバルな 文脈」
7	「指導」と「学習」 は、母語以外の言 語で学習している 生徒のニーズを含 め、言語に関する 生徒の多様なニー ズに対応するもの であること	・ 学習経験は、母語以外の言 語で学ぶ生徒の場合を含 め、生徒達の多様な言語 ニーズに対応している。		×	「言語とアイデ ンティティ」
8	「指導」と「学習」 は、生徒の言語能 力の発達にすべて の教師が責任を もって取り組んで いるものであるこ と			C3.7	「教師の役割」
9	「指導」と「学習」 は、幅広い多様な 方法を用いたもの であること			C3.1	「最高の授業実 践を用いる」 「MYPの誰に でも開かれて いる「インク ルーシブ」な 教育」

基準C3： 「指導」と「学習」 「指導」と「学習」が IBの理念を 反映しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない場合 ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
10	「指導」と「学習」は、生徒の学習ニーズと学習スタイルに応じて、異なる指導方法を用いたものであること			C3.1	「学習プロセスの説明」
11	「指導」と「学習」は、情報技術(IT)を含めた多様なリソースを取り入れたものであること			B2.5	「付録1：ATLスキルの枠組み」
12	「指導」と「学習」は、生徒が自分自身および他者のニーズに対応して有意義な行動をとれるように、生徒の態度とスキルを養うものであること			C2.5 および 5a C3.16	「IBプログラムにおける奉仕活動と行動」
13	「指導」と「学習」は、「どのように」「何を」「なぜ」学んでいるのかについて生徒自身が振り返りをするよう働きかけるものであること			C3.1 および 1a	「評価方法—プロセスジャーナル(記録日誌)」

基準C3： 「指導」と「学習」 「指導」と「学習」が IBの理念を 反映しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いないならば ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
14	「指導」と「学習」 は、理解と尊重に 基づいた、意欲を 喚起する学習環境 を育むものである こと			C3.16	「学習環境の整 備」
15	「指導」と「学習」 は、生徒がさまざ まな方法で、学習 を通じて身につけ た成果を示すよう 促すものであるこ と			C3.1	「最高の授業実 践を用いる」
16	「指導」と「学習」 は、「IBの学習者 像」に示されてい る人物像の具現化 を目指すものであ ること	・ 学習経験は、「IBの学習 者像」に示されてい る人物像の具現化を 促進する。		×	「教師の役割」

基準C4： 評価 学校における評価法が IBの評価に関する 考え方を反映しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いないならば ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
1	学校における評価法は、プログラムの要件に適合していること				C4.1a および 1b
1a	学校は、MYPの各年次ごとに定められた各教科の所定の評価規準を用いること	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの各年次ごとに定められた各教科所定の評価規準が使用されている。 ・所定の評価規準が、「コミュニティープロジェクト」/「パーソナルプロジェクト」いずれかに該当する場合、その評価に用いられている。 ・各教科について、すべての評価規準がMYPの各年次ごとに生徒の実績を評価するために用いられている。 ・総括的評価はMYPの評価規準を用いている。 	×	×	「MYPの評価の原則」 「MYP評価規準を用いる」
1b	教師は、到達レベルを決定する前に、評価規準の理解と適用について共通理解を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の標準化は、各教科ごとに行われる。 ・各教科の教師は、評価規準と到達レベルの決定について共通の理解を持っている。 		×	「MYP評価規準に関する共通の理解を築く：校内での標準化」
2	学校は、評価に関する考え方、方針、および手順を学校コミュニティー全体に伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、保護者を含む学校コミュニティーがMYPの評価に関する理念を理解する機会を設けている。 ・学校は、保護者を含む学校コミュニティーが学校の評価方針を知るための機会を設けている 	×	×	「評価方針の策定」

基準C4： 評価 学校における評価法が IBの評価に関する 考え方を反映しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
3	学校は、生徒の学習を評価するために、多様な方法とツールを用いること			B1.5c	「評価方法」 「評価ツール」
4	学校は、生徒の学習状況について知らせ、学習をより良いものにするために、生徒にフィードバックすること	・生徒に学習に関するフィードバックを常に与えるよう形成的評価が用いられている。		×	「学習プロセスの説明：形成的評価」
5	学校は、各プログラムごとの評価に関する考え方に従いながら、生徒の成長の様子を記録する仕組みを整えること			C4.6	「評価データの記録」
5a	学校は、各校が定める「奉仕活動」での学習到達目標に則して生徒の「奉仕活動」への参加について質的なモニタリングを行う仕組みを整えること	・「奉仕活動」での学習到達目標を生徒が達成したかどうかの最終判断は、生徒の奉仕活動への取り組みに関する定性的モニタリングに基づき、MYP第5年次に決定される。		×	「「行動」としての奉仕活動の計画」

基準C4： 評価 学校における評価法が IBの評価に関する 考え方を反映しているか		中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いない場合 ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し
			認定時	評価時	
6	学校が、各プログラムごとの評価に関する考え方に従いながら、生徒の成長の様子を伝える仕組みを整えること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の進歩を報告する学校のシステムには、MYPの評価規準による到達レベルが含まれている。 ・ 報告に成績を含める場合は、MYP評価規準による評点の合計に基づき成績換算表ガイドラインを用いて決定されるMYPの成績を使用しなければならない。 		×	「生徒の到達度を報告する」
7	学校は、「指導」と「学習」の参考とするため、評価データを分析すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「指導」と「学習」活性化するため、教師は「パーソナルプロジェクト」の評価の適正化レポート、各科目のモニタリングレポート、および（任意の）eアセスメントからのデータを活用している。 		×	「パーソナルプロジェクトのモデレーション」 「指導計画のモニタリング」
8	学校は、生徒に対して自分の学習成果物の評価に参加し、その評価を振り返るための機会を与えること			B1.5c	「MYPの評価の原則」

基準C4： 評価 学校における評価法が IBの評価に関する 考え方を反映しているか	中等教育プログラムを 提供する学校として 求められる要件	要件が備わって いないならば ならない時点		資料の出典 『MYP：原則 から実践へ』 (2016年発行) 項目の見出し	
		認定時	評価時		
9	<p>学校は、実施しているプログラムに応じて、PYPでの「発表会^{エキシビション}」、MYPでの「パーソナルプロジェクト」(第3年次もしくは第4年次でMYPを修了する場合は「コミュニティープロジェクト」)、DPでの「課題論文」(EE)、CPでの「振り返り^{リフレクティブ}プロジェクト」の完成を通じて、全児童生徒が自分自身の学習を総括し、発表する仕組みを整えること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、「パーソナルプロジェクト」(学校におけるプログラムがMYP第3年次か第4年次で修了する場合は「コミュニティープロジェクト」)の評価を標準化するための手順を整えている。 学校は、MYP第5年次の全ての生徒が「パーソナルプロジェクト」を通して、自分自身の学習の成果を1つにまとめ上げ表現することができるよう手順を整えている。 学校におけるプログラムがMYP第3年次か第4年次で修了する場合、学校は、プログラムの最終学年のすべての生徒が「コミュニティープロジェクト」を通して、自分自身の学習の成果を1つにまとめ上げ表現することができるよう手順を整えている。 MYP第5年次のすべての生徒は、「パーソナルプロジェクト」の評価の適正化に登録し、「パーソナルプロジェクト」の評価の適正化のためのサンプルがIBの指示により毎年1件提出される。 「パーソナルプロジェクト」における作業の大部分は、MYP第5年次の間に修了する。 	×	×	「パーソナルプロジェクト」のモデレーション

³ 認定プロセス中の学校は、「パーソナルプロジェクト」評価の適正化のために、生徒を登録する必要はありません。「学校は、認定後最初の学年で妥当な試験セッションの時点以降すべてのMYP第5年次履修希望者を「パーソナルプロジェクト」のモデレーション（評価の適正化）に登録するように期待されている。上記の時点の以前でそのようなことはない」（IB資料（英語版）『*General regulations: Middle Years Programme*（一般規則：MYP）』（2014年刊行：p2））。

⁴ 学校が、認定の時点でMYP第5年次を実施している場合、MYP第5年次向けの実践要綱と「パーソナルプロジェクト」が行われているべきです。その他の場合は以下の通りです。

- ・ 学校が、今後のMYP第5年次の実施を予定している場合は、これらを実施するための計画を整えているべきです。
- ・ プログラムが、MYP第3年次か第4年次で修了する場合、学校は、「コミュニティープロジェクト」を実施する予定であるか、または実施を開始するための計画を整えているべきです。

候補校が、首尾よく「*Application for authorization: Middle Years Programme*（中等教育プログラム認定校申請書）」と関係書を提出すると、IBの訪問チームが学校訪問を行うことになります。

補遺：確認訪問

学校訪問のねらい

必要な行動のすべてが実行され、IBワールドスクール（IB認定校）となる準備が整ったという学校による申請を確認するのがこの訪問です。この目的の向けて、訪問チームは以下を行います。

- ・ 学校が認定に必要なすべての要件を満たしたことの確証を集める。
- ・ 要求されているレベルを超えて実践されている事項、あるいは今後その進展を推し進めることによってプログラムの効果的な実施に資すると思われる事項を発見すること。

確認訪問の概要

時期、期間？

IB担当部署が『*Application for authorization: Middle Years Programme*（中等教育プログラム認定校申請書）』および関係書類を受け付けると、国際バカロレア機構は申請校と訪問の手配を行います。訪問は通常二日間程度で終わりますが、学校の規模によっては、国際バカロレア機構の方で期間を長く設定することもあります。

関係当事者は？

IB訪問チーム

構成

IB訪問チームは、経験豊かなIB教員で国際バカロレア機構の施策全般に則り現地訪問員となるためのしかるべき研修を受けた者2名または3名で通常構成されます。ただし、学校の規模によっては国際バカロレア機構の方で数を増やす場合もあります。IB訪問チームの人員は、国際バカロレア機構内の担当事務局によって選定されます。

訪問を受ける学校側の職員が訪問チームのメンバーとなることはできません。訪問チームのメンバーが、過去比較的最近まで教師を務めていた、その他なんらかの形で親密な関係をもったことがあるまたは現在もっている学校を訪問することは通常できません。また、利益相反のおそれがある場合、訪問チームのメンバーが自らの学校の近隣に所在する学校を訪問してはなりません。

訪問チームの責務

訪問チームのメンバーは訪問の目的を理解し、所定の実施手順を守るよう求められます。全員、訪問先の学校に関する書類は事前に読んでおきます。

学校コミュニティー

訪問チームは学校コミュニティーのさまざまな構成員（学校運営組織メンバー、指導者チーム、IBコーディネーター、IB教員、生徒および保護者）とミーティングを行い、学校の諸施設を見学し、授業を参観します。

確認訪問の事前準備

学校側の責務

- ・ 国際バカロレア機構と予定表の作成
- ・ 当該目的にかかる各種IB手順に則り、費用の提供
- ・ 現地訪問員の滞在先を確保するため、近隣のホテルに関する情報を国際バカロレア機構に提供する、あるいは場合によってはホテルの予約をすること
- ・ 空港との往復、また場合によっては学校との往復に要する交通手段を訪問チームメンバーに提供すること
- ・ 訪問期間中に訪問チームが使用する部屋を学校内で一室確保し、その室内に訪問チームが求める必要書類をすべて用意すること。ミーティングは通常この部屋で行われるため、プライベートな内容を含む話をするのに適した静かな部屋を学校は責任をもって用意すること。
- ・ 学校訪問中の食事を提供すること
- ・ IB公式使用言語の中から国際バカロレア機構との共通語として学校が選択した言語（英語、フランス語、スペイン語のいずれか）以外の言語でミーティングを行う必要がある場合は、通訳による補助を外部から調達すること。

国際バカロレア機構の責務

- ・ 学校が十分な準備期間がとれるよう配慮し、訪問期日を決めて学校に通知すること
- ・ 訪問チームのメンバーを選任し、その氏名を速やかに学校に連絡すること
- ・ 学校と協議のうえ、予定表を確定すること。これは通常、訪問チームのリーダーによって行われる。

訪問中の予定表

訪問チームのリーダーは、各ミーティングに出席する訪問チーム側と学校側代表メンバーをそれぞれ決めます。

さまざまな関係者が、それぞれ個別に割り振られたタイミングでミーティングに参加できるように注意して予定表が作成されます。学校の通常の業務時間外にミーティングが開か

れる場合、学校職員に参加させるかどうかの判断は学校側に一任します。国際バカロレア機構からは、職員が参加するように要求してはならないことになっています。

授業を参観する場合は、関係する教師すべての同意を必ず得たうえで行います。

予定事項

確認訪問に予定される事項には通常、以下のものが含まれます：

- ・ 学校の経営陣、理事または委員会メンバー（該当する場合）、IBプログラムコーディネーター、教育活動全般の責任者チーム、教師、図書館司書、生徒・保護者その他プログラムに関与することになる人達のグループ、などとの公式な面談。これらのインタビューは、訪問チームのリーダーの判断によって、個人ごとの場合もあればグループ単位で行う場合もあるが、現地の法的枠組みを順守して実施される。
- ・ 教師、生徒、管理職、その他職員などプログラムに関与することとなる人達とのカジュアルな会話
- ・ 授業参観
- ・ プログラムの実施を支援する学校施設（図書館、実験室、その他）の確認
- ・ 展示物、プレゼンテーションその他生徒による成果物（適切なもの）の閲覧、およびこれらの制作に関わった人たちとの対話

予定事項の詳細は確認訪問の事前に決定され確認されます。予定事項の具体的内容は、学校の規模や確認訪問前に提供された情報などによって異なります。予定事項の見本は、電子的に入手可能です。

訪問チームのリーダーは、必要に応じかつ対応可能であれば、予定事項を現地で微調整することができます。

訪問完了時インタビュー

確認訪問の完了にあたって、訪問チームは学校管理職メンバーと訪問完了時インタビューを行います。確認訪問の結果および認定プロセスに向けて学校が提出した書類に基づき、訪問チームは確認訪問中に得た観察結果を口頭で伝達します。この機会に、訪問チームは事実確認をし、後に彼らが文書で国際バカロレア機構の担当部門に提出を義務付けられているレポートが、正確に事実認定を記していることを確認します。

この時点で、訪問チームが認定の見通しに関する意見などを学校に伝えることはありません。なぜならば、確認訪問は大きなプロセスの一部に過ぎず、その結果は国際バカロレアによって学校に通知されるものだからです。

訪問チームは確認訪問後も内部協議を重ね、場合によっては口頭のレポートに調整が加えられることもあります。その後、訪問チームは文書によるレポートをまとめ、国際バカロレア機構の担当部署に提出します。